

## 自治体の子育て支援策

石田 康博

## 少子化社会の現状

子育て支援策と子育て環境の整備はライフスタイルが多様化するなかで、焦眉な課題となっている。日本財政の予算配分も社会保障給付費が高齢者の増加に伴い増大しており、老人を支える若い世代の負担を考慮したバランスを図ることは難しい課題である。自治体の子育て支援予算は、少子化対策の必要性を理解しても厳しい財政状況のため捻出に苦労している。

今後、行財政改革を着実に推進し、効率的な事業手法を導き出したうえで、改革から生み出された予算を子育て支援施策の充実に還元することが求められている。そこで、自治体の実例に基づいた少子化対策の実態と、財政支援やサービス支援における都市の先行事例を参考に、自治体行政による子育て支援策を提言することを本稿の目的とする。

## 少子化傾向の要因について

少子化の要因には幾つか社会に潜む問題が起因となっていることがある。さまざまなアンケート結果が示しているように格差社会の拡大が低所得者を増加させ、そこからもたらされる経済的な理由により、子どもを産むことを躊躇する家庭が増えているのも事実である。子育てにおける経済的支援を求める声がこれまでに増えていることは無視できない。

晩婚化と晩産化の傾向は高度経済成長期の50年代から続いている。厚生労働省の「人口動態統計」では、日本人の平均初婚年齢が2005年で夫が29.8歳、妻が28.0歳である。その10年前の1995年では夫が27.5歳、妻が26.3歳といずれも約2歳上昇している。晩産化の統計についても同様で、10年で第1子は2歳、第2子については1歳上昇している。年齢階級別未婚率の推移では30代前半で男性が47.1%、女性が32.0%とこれも上昇傾向にある。

いずれも、この数値が示すように晩婚化と未婚率の上昇が、少子化に影響を与えていることは言うまでもなく、行政や企業が社会全体の問題としてとらえ、具体的な対策を今まで以上に講じなくてはならないと考える。

## 川崎市の子育て支援

川崎市の財政比較では、2005年度の福祉予算枠で高齢者と児童（子供）予算の事業規模を比較すると、高齢者向けの予算として健康福祉費のうち老人福祉費、老人保健医療事業特別会計、介護老人保健施設事業特別会計、介護保険事業特別会計の小計が1266億円余で80.39%ある。

児童（子供）向けの予算は健康福祉費のうち児童福祉費、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の小計が 308 億円余で 19.61%となり、高齢者予算と比較してみると 8 割対 2 割となり児童（子供）予算と高齢者予算には大幅な差があることが分かる。この結果から、将来の社会を担う子供たちのために、高齢者予算を減らさないまでも、予算を未来志向にして子育て支援費を拡充する必要があると考える。

支援策の一つとして経済的負担の一部を軽減する目的で、国と自治体の財源をあわせた児童手当・児童扶養手当・出産一時金がそれである。しかし、未だに不十分なものとなっている。厳しい財政状況の中で増やしたい子育て支援策の予算をどこから捻出するかは、どの自治体も難しい課題であり子育て支援策の重要な役割を担う。

児童手当は、1972 年から始まり 2006 年 4 月に支援の拡大が行われた。現在は、所得制限の条件付きで小学校 6 年生（12 歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している場合に支給されている。3 歳の誕生日月まで 1 万円、3 歳の誕生日月の翌月から第 1 子と第 2 子は 5 千円、第 3 子以降は 1 万円支給されている。国と自治体の費用負担割合は、0 歳から 3 歳まで国が 10 分の 8（企業拠出金うち 10 分 7）で県と市がそれぞれ 10 分の 1 となっている。厚生年金加入者を除いた者は、国県市が同じ 3 分の 1 負担となっている。3 歳から就学前までは国県市が 3 分の 1 負担となっている。

川崎市の児童手当は 2005 年 11 月末現在、対象児童数は 11 万 7002 人で、支給児童数は 7 万 3372 人となっており、受給率は 62.7%で受給率の推移については、2002 年度で 54.7%、2003 年度は 61.5%、2004 年度は 59.4%である。児童手当の対象拡大は国で 2006 年 4 月から行われた三位一体改革により、たばこ税の税率を上げ、その財源を特例交付金にした児童手当の拡大が実施されている。

これは、対象年齢を現在の小学校 3 年生までの児童を 6 年生までに拡大し、所得制限額についても、現在の年収 780 万円から 860 万円に緩和している。このことに伴う川崎市の影響は、対象児童数 15 万 843 人となり、支給児童数は 10 万 6,545 人で受給率は 71.3%に増加している。

児童扶養手当は、母子家庭が自立し安定した生活が営まれるよう支援するもので、子育て支援や就労支援に制度が用いられている。所得に応じて異なるが全部支給の場合で第 1 子が 41720 円支給される。児童扶養手当は、2005 年 11 月末現在で受給資格者数は 7483 人で受給者数は 6579 人となっており、受給率は 87.9%である。受給率の推移については、2002 年度は 87.2%、2003 年度は 87.6%、2004 年度は 88.6%で増加傾向にあることがわかる。

出産一時金は、健康福祉局保険年金課の担当で、現在では 35 万円が支給される。財源は国が 3 分の 2、市が 3 分の 1 の負担割合となっている。この

ような手当は、国の施策に左右されるところだが、出産一時金を除くそれぞれの手当の拡充を自治体として決定することができないため経済支援には限界がある。

川崎市の子育て支援の対策による施設整備では、赤ちゃん連れの来庁者が快適にトイレを使用できるよう、授乳コーナーやベビーベッド、ベビーキープなどの設置を増やしている。総務局が調査した結果、ベビーキープは、全市域の公共施設の中に 268 カ所に設置されている。市民館など親子連れの利用の多い施設では、ほとんどの施設に設置しているが未設置の施設もある。

授乳コーナーは 26 カ所、ベビーベッドは 143 カ所に設置されており、授乳期の赤ちゃんが多く集まる保健福祉センターを含む区役所や、新設の施設等を中心に設置されている。

子育て世代には情報が入手しにくい場合がある。情報発信は行政から発信されるもと子育て支援グループ等による民間団体のものと 2 つに分かれる。民間によるものでは、子育て支援ガイドブック検討委員会が作成した子育てガイドがあり、子育てに必要な情報が細かく記載され、実際に子育て中のお母さん方が経験をもとに作成した充実の内容となっている。2003 年 3 月に発刊されて以来、大変に好評で足りなくなると情報を更新しながら再発行している。いかに子育て中の親が情報を求めており、情報提供が子育て支援に有効な手段であるかが分かる。

## 子育て支援への提言

各種手当制度は、国の制度設計により自治体の対策に限界があるのが実情である。少子化が社会全体の問題とされている現状から、自治体改革を進めその改革から生み出された予算をわかりやすく子育て支援費に充当していくことが市民の理解を得ることにつながると考える。特に、経済支援については、国の制度によるところがほとんどであるが、自治体での取組みには限界がある。

唯一、可能な出産一時金については、国民健康保険法に基づき条例化するため、自治体独自の上乗せ支援も可能である。政令指定都市に限った調査では、大阪市だけが第 2 子のみ 5 万円上乗せして、合計 40 万円を支給している。今後、全国の政令指定都市での拡充が望まれる。

自治体の出来る支援として可能なのが、子育て環境の整備や保育園の整備、幼稚園の支援、小児救急医療体制の強化があげられる。東京都江戸川区では、私立幼稚園に通わせても公立と同じ費用で済むように差額を区が負担している。これは有効か疑問が残るが、これも自治体が考えた子育て支援の方法と言える。また、乳児のいる家庭には、養育手帳を支給して学校給食にも補

助を出している。医療費無料化は23区内で一番早かった。現在までのところ、出生率は11年連続し23区のなかでトップを誇っている。

自治体の行うハード面の整備は遅れているところが多い。市民利用施設におけるベビーベッド等の設置状況は、自治体に設置の有無や設置数にばらつきがあるのが実情である。親と子供が共に多く訪れる施設には必ず設置すべきである。また、子育てに関係する活動団体が増えている現況をふまえ、地域活動グループが活発に活動出来るよう、グループと連携したネットワークをコーディネートする必要があり、子育て支援センターの整備と拡充が求められる。

<参考文献>

『少子に挑む』 日本経済新聞社・編 2005.7.1\_\_\_\_\_